

赤穂市監査委員公表第2号

監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条7項の規定による監査を実施したので、 同条第9項の規定より、その結果を次のとおり公表する。

令和2年2月13日

赤穂市監査委員 寺 田 榮 治 同 山 野 崇

令和元年度財政援助団体等監査報告

1 監査の概要

- (1) 監査の種類 財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項)
- (2) 監査の対象 公の施設 赤穂市立御崎レストハウス 指定管理者 株式会社ライズ 所 管 建設経済部 産業観光課
- (3) 監査の期間 令和元年8月24日から令和2年2月12日まで
- (4) 監査の範囲 平成29年度、平成30年度の施設の管理運営に関する事務及び出納その 他の事務
- (5) 主な着眼点
 - ア 指定管理者
 - (ア) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
 - ① 施設管理業務の実施状況
 - ② 施設の利用状況
 - ③ 事故防止、安全確保への配慮
 - (イ) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
 - (ウ) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
 - (エ) 施設の管理に関する収支にかかる会計経理は適切に行われているか。
 - ① 関係帳簿の整備、記帳は適正か。
 - ② 証拠書類の整備、保存は適正か。

イ 所管課

- (ア) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (イ) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- (6) 監査の方法 赤穂市監査基準(平成29年監査委員規程第1号)に基づき、公の施設の 指定管理者に対して、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状 況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等に ついて調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行 われているかに重点をおいて監査を実施した。また、所管部局に対しては、 指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施 した。

2 監査対象の概要

(1) 指定管理者の概要

名 称	株式会社 ライズ
代 表 者	代表取締役 成世 敏昭
住 所	赤穂市御崎2番地8

(2) 指定管理の内容

施設名	赤穂市立御崎レストハウス
所 在 地	赤穂市御崎827番地1
指定期間	平成30年4月1日~令和3年3月31日
指定管理料	8,267,882円(平成29年度)
	8,268,000円(平成30年度)
	平成29年度 平成30年度
指定管理に	収入8,267,882円8,268,000円
係る収支状況	支 出 8,304,188円 8,275,133円
	収 支 △36,306円 △7,133円
	年間利用者数(延べ人数)
利用実績	平成29年度 20,072人
	平成30年度 18,140人

(3) 指定管理の業務範囲

- ア 施設の使用に関する業務
- イ 施設の運営に関する業務
- ウ 施設の維持管理に関する業務
- エ その他、施設の管理上、市長が必要と認める業務

(4) 収支状況

ア 平成29年度収支報告書

(単位:円)

項目	計画金額(a)	実績金額(b)	比較増減(b)-(a)
指定管理料	8, 267, 882	8, 267, 882	0
その他収入	0	0	0
収入 計	8, 267, 882	8, 267, 882	0
人件費	1, 200, 000	1, 200, 000	0
事務費	314, 736	363, 200	48, 464

消耗品費	246, 852	235, 784	△ 11,068
印刷製本費	12, 348	64, 800	52, 452
通信運搬費	55, 536	62, 616	7, 080
管理費	6, 753, 146	6, 740, 988	△ 12, 158
光熱水費 (電気)	2, 324, 568	2, 093, 467	△ 231, 101
光熱水費(水道)	60,000	44, 289	△ 15,711
修繕料	240, 000	488, 160	248, 160
委託料	4, 128, 578	4, 115, 072	△ 13,506
支出 計	8, 267, 882	8, 304, 188	36, 306
収 支	0	△ 36, 306	0

イ 平成30年度収支報告書

(単位:円)

項目	計画金額(a)	実績金額(b)	比較増減(b)-(a)
指定管理料	8, 268, 000	8, 268, 000	0
その他収入	0	0	0
収入 計	8, 268, 000	8, 268, 000	0
人件費	1, 320, 000	1, 320, 000	0
事務費	450,000	329, 082	△ 120,918
消耗品費	276, 000	201, 666	△ 74, 334
印刷製本費	114, 000	64, 800	△ 49, 200
通信運搬費	60,000	62, 616	2, 616
管理費	6, 498, 000	6, 626, 051	128, 051
光熱水費 (電気)	2, 076, 000	1, 834, 159	△ 241,841
光熱水費(水道)	60,000	53, 900	△ 6,100
修繕料	240, 000	422, 040	182, 040
委託料	4, 122, 000	4, 315, 952	193, 952
支出 計	8, 268, 000	8, 275, 133	7, 133
収 支	0	△ 7, 133	0

3 監査の結果

赤穂市立御崎レストハウスの指定管理者である株式会社ライズにおける出納、その他関連する事務並びに所管部局である産業観光課の指定管理者に対する指導監督状況等について監査した結果、以下のとおり改善を要する事項を記述する。

なお、監査の執行の際見受けられた事務処理上留意すべき簡易な事項は、予備監査において

指定管理者及び関係市職員に対して口頭で改善を促したので、記述を省略した。

(1) 施設の光熱水費について

施設の指定管理料に係る光熱水費のテナント部分の按分について、過去の引継による按分方法によって行われているが、経緯を確認のうえ、各メーター毎の按分等、より透明で適切な方法が可能であるかどうか検討されたい。

(2) 施設のパンフレットについて

指定管理料に計上されているパンフレットについて、一部において施設名がレストラン、売店部分のテナント業者の名称のみの表示になっている等、管理業務の支出区分が明確でないものが見受けられたため内容を改善されたい。